

長野地方最低賃金審議会  
特定最低賃金検討小委員会委員名簿(五十音順)  
令和7年7月15日

	氏名	現職
公益代表委員	今井優太	弁護士
	広瀬純夫	信州大学経法学部 教授
	山本恭子	弁護士
労働者代表委員	風間拓也	電機連合長野地方協議会 事務局長
	齋藤政彦	自動車産業労働組合総連合会 長野地方協議会 議長
	竹村進	日本労働組合総連合会長野県連合会 副事務局長
使用者代表委員	犂山典生	(一社)長野県経営者協会 事務局長
	鈴木幸一	長野県中小企業団体中央会 理事・事務局長
	中村正人	長野県商工会連合会 専務理事

は委員長、○は委員長代理





2025年 7月 25日

長野労働局長  
三浦 栄一郎 殿

長野県長野市県町532-3

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、  
光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具  
情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会

委員長 山口 正



### 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

### 記

#### 1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具製造業		
E274 医療用機械器具・医療用品製造業		
E275 光学機械器具・レンズ製造業		
E281 電子デバイス製造業		
E282 電子部品製造業		
E283 記録メディア製造業		
E284 電子回路製造業		
E285 ユニット部品製造業		
E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		
E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		
E292 産業用電気機械器具製造業		
E293 民生用電気機械器具製造業		
E294 電球・電気照明器具製造業		
E295 電池製造業		
E296 電子応用装置製造業		
E297 電気計測器製造業		
E299 その他の電気機械器具製造業		
E301 通信機械器具・同関連機械器具製造業		

E302 映像・音響機械器具製造業		
E303 電子計算機・同附属装置製造業		
E323 時計・同部分品製造業		
E3297 眼鏡製造業（枠を含む）		
計	1,305	65,965

※上記労働者数から、適用除外労働者数を差し引いた適用労働者数56,845名

## 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金

## 3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

## 4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金（時間額1,032円）の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

## 5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以上

<添付書類>

総括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	22組合	12,378人
機関決定	39組合・事業所	11,539人
個別同意署名	0事業所	0人
合計	61組合・事業所	23,917人

(1) 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	労働者数
1	KOA労組	1,383人
2	長野FCLコンポーネント労組	223人
3	JVCケンウッド長野労組	127人
4	小諸村田製作所労組	327人
5	アズミ村田製作所労組	377人
6	ルビコン労組	354人
7	ニデックインスツルメンツ労組	378人
8	山洋電気労組	812人
9	山洋電気テクノサービス労組	595人
10	パナソニックグループ労連パナソニックオートモーティブシステムズ労組松本支部	437人
11	上田日本無線労組	286人
12	新光電気労組	2,506人
13	OKIネクステック労組小諸支部	99人
14	長野日本無線労組	505人
15	富士電機労組松本支部	1,365人
16	本多通信労組安曇野支部	139人
17	帝通労組赤穂支部	98人
18	富士電機メーター労働組合	214人
19	富士電機パワーセミコンダクタ労組飯山支部	132人
20	富士電機パワーセミコンダクタ労組大町支部	225人
21	日本無線労働組合	1,584人
22	OKIネクステック労組OKH支部	212人
計	20組合	12,378人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合・従業員会の労働者数

No.	労働組合・従業員会名	労働者数
1	矢嶋工業シートメタルBU労組	93人
2	サクラ精機労組	182人
3	TDK労組千曲川支部	81人
4	TDK労組浅間支部	390人
5	シチズン労組ミヨタ支部	441人
6	カワイ精密金属労組	82人

7	カイジョー労組松本支部	38人
8	シチズン労組飯田支部	199人
9	JAM多摩川精機労組	443人
10	JAM天竜丸澤労組	50人
11	ミクナスFE労組	52人
12	大和電機工業労組	293人
13	東京光電諏訪工場労組	4人
14	ホステック労組	18人
15	テクロック労組	2人
16	ミスズ工業労組	101人
17	高島産業労組	190人
18	小松精機工作所労組	224人
19	ライト光機製作所労組	119人
20	セリオテック労組	37人
21	SUWAオプトロニクス労組	35人
22	STG労組	360人
23	諏訪三社電機労組	102人
24	日星工業株式会社長野工場従業員会	41人
25	日星工業株式会社飯田工場従業員会	49人
26	長野計器労組	622人
27	ダイヤ精機労組	100人
28	セイコーエプソン労組	5,441人
29	ニチワ会	90人
30	シナノケンシ労組	671人
31	ミマキ電子部品労組	90人
32	全コシナ関連労組	102人
33	長野愛知電機労組	87人
34	Nittoh 労組	120人
35	ニチコン大野労組安曇野	212人
36	山洋電気テクノユニオン	95人
37	日通工エレクトロニクス労組	63人
38	ニチコン製箔労組	92人
39	日本電熱労組	128人
計	41組合・事業所	11,539人

(3) 改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所・企業名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業においては、賃金構造基本統計調査で規模・性間格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合せて改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和6年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 長野県製造業(E)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(E28)

		1,000人以上		100~999人		10~99人	
		時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率
製造業	男※1	2,386円	100.0%	1,970円	82.6%	1,626円	68.1%
	女※1	1,921円	80.5%	1,399円	58.6%	1,217円	51.0%
電子部品・デバイス	男※2	2,402円	100.0%	1,978円	82.3%	1,512円	62.9%
	男 ~19歳	1,436円	59.8%	1,467円	61.1%	-	-
	男 20~24歳	1,507円	62.7%	1,261円	52.5%	939円	39.1%

比率欄の指数は、それぞれの業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率  
-の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

※1：製造業に従事する男女労働者の全世代の平均時間あたり賃金

※2：電子部品・デバイス・電子回路製造業に従事する男女労働者の全世代の平均時間あたり賃金

2. 2025年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表：2025年7月24日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
電子部品	11	14,450円	4.92%	13,038円	4.78%
電気機器	26	11,386円	4.09%	10,805円	4.06%
全産業	200	10,420円	3.83%	9,989円	3.81%
300人未満	113	8,683円	3.41%	8,283円	3.37%
300人以上	60	11,775円	4.14%	11,275円	4.15%
1000人以上	27	14,681円	4.61%	14,035円	4.61%

(2) 連合長野調べ(2025年7月24日現在、製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	24年最終妥結実績
電機・精密	22	11,899円	5,008人	14,000円	10,997円
製造業計	67	11,627円	13,882人	13,801円	11,049円
内300人以上	22	13,897円	9,534人	14,645円	13,598円
内100人以上	22	12,489円	3,332人	12,829円	11,422円
内99人以下	23	8,681円	1,016人	9,075円	7,495円

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・  
医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電  
子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、  
眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称を長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県における計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は本委員会の主旨に賛同する関係産別組織及び関係単位労働組合及び日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
  - (1) 本委員会は、JAM甲信、電機連合長野地協、連合長野の各組織から選出された委員により構成し、運営します。
  - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
  - (3) 事務局は、長野市県町532-3県労働会館内「連合長野」に置きます。
  - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は2002年12月5日とします。

2009年 3月19日 一部改正

2025年 7月 25日



長野労働局長  
三浦 栄一郎 殿

長野市県町532-3

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金対策委員会  
委員長 齋藤 政彦



## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

### 記

#### 1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
E252 ポンプ・圧縮機器製造業		
E253 一般産業用機械・装置製造業		
E259 その他のはん用機械・同部分品製造業		
E261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）		
E262 建設機械・鉱山機械製造業		
E264 生活関連産業用機械製造業		
E265 基礎素材産業用機械製造業		
E266 金属加工機械製造業		
E267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業		
E269 その他の生産用機械・同部分品製造業		
E271 事務用機械器具製造業		
E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業		
E311 自動車・同附属品製造業		
E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業		
計	1, 7 3 2	5 2, 3 4 3

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者数47, 181名

#### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

### 3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

### 4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金（時間額1,043円）の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

### 5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以上

<添付書類>

総括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	6組合	2,322人
機関決定	52組合・事業所	16,024人
個別同意署名	0事業所	0人
合計	58組合・事業所	18,346人

(1) 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	適用労働者数
1	日立Astemo労組信越支部 東御ブロック	490人
2	日立Astemo上田労組	422人
3	アート労組	641人
4	デンソーエアクール労組	469人
5	ニデックインスツルメンツ労組伊那支部	220人
6	ニデックインスツルメンツ労組茅野支部	80人
計	6組合	2,322人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合の組合員数

No.	労働組合名	組合員数
1	都筑製作所労組	356人
2	長野鍛工労組	20人
3	カヤバ労組長野支部	702人
4	松山労組	272人
5	シチズンマシナリーユニオン軽井沢支部	342人
6	ミネベアユニオン軽井沢支部	310人
7	サンコー労組	217人
8	HDS労組	310人
9	HDS労組HAD支部	42人
10	南安精工労組	7人
11	チューブフォーミング労組長野支部	12人
12	タカノ労組	328人
13	NTN労組長野支部	147人
14	キッツ労組伊那支部	300人
15	トーハツ労組	270人
16	NTN上伊那製作所労組	227人
17	日進精機労組	25人
18	タカモリ労組	7人
19	TPR労組	487人
20	マルヤス機械労組	298人
21	エグロ労組	92人
22	キッツ労組メタルワークス支部	185人
23	キッツ労組マイクロフィルター支部	119人

24	キッツ労組茅野支部	318人
25	野村ユニソン労組	252人
26	シントク労組	27人
27	ニデックドライブテクノロジー労働組合上田支部	87人
28	ニデックプレシジョン労組塩尻支部	45人
29	栗林製作所労組	171人
30	JMITUカネテック支部	142人
31	コガネイ労組駒ヶ根支部	212人
32	ティービーエム労組	104人
33	東洋精機工業労組	119人
34	小松製作所労組	22人
35	長野精工労組	103人
36	三葉製作所労組	88人
37	樫山工業労組	406人
38	セイコーエプソン労組	4,474人
39	高見沢サイバネティックス労組	143人
40	仁科工業労組	299人
41	IHIターボ労組	346人
42	IHI回転機械エンジニアリング労組長野支部	223人
43	IHIエアロマニューファクチャリング労組	248人
44	浅間技研労組	140人
45	城南製作所労組	303人
46	日本発条労組伊那支部	1,350人
47	モモセボデー労組	12人
48	IHIアグリテック労組松本支部	157人
49	鈴木労組	498人
50	横浜ゴム労組長野支部	236人
51	JMIU前田鉄工所労組	74人
52	長野電鉄労組	350人
計	52組合・事業所	16,024人

改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業においては、賃金構造基本統計調査で、規模・性間の格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合せて改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和6年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 長野県製造業(E)、輸送用機器製造業(E31)

		1,000人以上		100~999人		10~99人	
		時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率
製造業	男※1	2,386円	100.0%	1,970円	82.6%	1,626円	68.1%
	女※1	1,921円	80.5%	1,399円	58.6%	1,217円	51.0%
輸送用機器	男※2	2,849円	100.0%	1,867円	65.5%	1,747円	61.3%
	男~19歳	1,391円	48.8%	1,032円	36.2%	-	-
	男~24歳	1,692円	59.4%	1,263円	44.3%	1,253円	44.0%

比率欄の指数は、それぞれの業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率一の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

※1：製造業に従事する男女労働者の全世代の平均時間あたり賃金

※2：輸送用機器製造業に従事する男女労働者の全世代の平均時間あたり賃金

2. 2025年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表日：2025年7月24日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
一般機械	23	10,283円	3.62%	9,739円	3.69%
輸送用機器	17	13,351円	4.73%	13,247円	4.87%
全産業	200	10,420円	3.83%	9,989円	3.81%
300人未満	113	8,683円	3.41%	8,283円	3.37%
300人以上	60	11,775円	4.14%	11,275円	4.15%
1000人以上	27	14,681円	4.61%	14,035円	4.61%

(2) 連合長野調べ(2025年7月24日現在、製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	24年最終妥結実績
機械・自動車	20	12,544円	6,035人	15,071円	11,678円
製造業計	67	11,627円	13,882人	13,801円	11,049円
内300人以上	22	13,897円	9,534人	14,645円	13,598円
内100人以上	22	12,489円	3,332人	12,829円	11,422円
内99人以下	23	8,681円	1,016人	9,075円	7,495円

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、  
自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業  
最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称を長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は本委員会の主旨に賛同する関係産別組織及び関係単位労働組合及び日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
  - (1) 本委員会は、JAM甲信、電機連合長野地協、自動車総連長野地協、連合長野の各組織から選出された委員により構成し、運営します。
  - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
  - (3) 事務局は、長野市県町532-3 県労働会館内「連合長野」に置きます。
  - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は1990年 3月23日とします。

1997年 4月22日 一部改正  
1999年10月 1日 一部改正  
2000年10月 1日 一部改正  
2009年 3月19日 一部改正

2025年 7月 25日

長野労働局長  
三浦 栄一郎 殿長野市県町532-3 県労働会館3F  
長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会  
委員長 齊藤 直子

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県各種商品小売業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

## 記

## 1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
I561 百貨店、総合スーパー		
I569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)		
計	57	3,987

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者3,372名

## 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県各種商品小売業最低賃金

## 3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

## 4. 申出の理由

- (1) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金(時間額998円)の改正決定を求めるものである。
- (2) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

## 5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会設置要綱

以 上

<添付書類>

総括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における各種商品小売業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	3組合	2,742人
機関決定	4組合・事業所	1,835人
個別同意署名	0事業所	0人
合計	7組合・事業所	4,577人

(1) 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	適用労働者数
1	イオンリテールワーカーズユニオン	2,056人
2	全ユニー労組	516人
3	東急グループ労組ながの東急百貨店支部	170人
計	3組合	2,742人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合の組合員数

No.	労働組合名	組合員数
1	西友労組	(1,563人)
2	井上労組	67人
3	ニシザワ労組	92人
4	長崎屋労組	113人
計	4組合・事業所	(1,835人)

※西友労組の適用事業所は一部が対象となるが、把握が出来ておらず全組織人数を記載

改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

## 「長野県各種商品小売業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県各種商品小売業においては、賃金構造基本統計調査で規模・性間格差が明確になっています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合って改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

### 記

#### 1. 令和6年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

##### (1) 卸売業・小売業(1)、小売業(156~61)

		1,000人以上		100~999人		10~99人	
		時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率
卸売業 小売業	男※1	2,128円	100.0%	1,985円	93.3%	1,875円	88.1%
	女※1	1,427円	67.1%	1,390円	65.3%	1,438円	67.6%
小売業	男※2	1,852円	100.0%	1,946円	105.1%	1,993円	96.8%
	男 ~19歳	-	-	1,160円	62.6%	1,187円	64.1%
	男 20~24歳	1,398円	75.5%	1,455円	78.6%	1,407円	76.0%

比率欄の指数は、それぞれの業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率  
-の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

※1: 卸売業・小売業に従事する男女労働者の全世代の平均時間あたり賃金

※2: 小売業に従事する男女労働者の全世代の平均時間あたり賃金

#### 2. 2025年春季賃上げ妥結状況

##### (1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表:2025年7月24日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
卸売業・小売業	14	10,580円	3.81%	11,651円	4.32%
全産業	200	10,420円	3.83%	9,989円	3.81%
300人未満	113	8,683円	3.41%	8,283円	3.37%
300人以上	60	11,775円	4.14%	11,275円	4.15%
1000人以上	27	14,681円	4.61%	14,035円	4.61%

##### (2) 連合長野調べ(2025年7月24日現在、非製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	24年 最終妥結実績
非製造業計	51	10,705円	14,089人	13,757円	8,456円
内300人以上	18	12,779円	11,600人	14,190円	12,030円
内100人以上	15	11,419円	2,017人	12,589円	4,926円
内99人以下	18	8,037円	472人	8,098円	6,646円

## 長野県各種小売業最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称は、長野県各種小売業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県における各種商品小売業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は、本委員会の主旨に賛同する関係産業別組織及び関係単位労働組合と日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
  - (1) 本委員会は、UA ゼンセン長野県支部、連合長野の各組織から選出された委員により構成し運営します。
  - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
  - (3) 事務局は、長野市県町532-3県労働会館内「連合長野」に置きます。
  - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は1988年 6月24日とします。

1990年	3月23日	一部改正
1997年	4月22日	一部改正
2003年	3月23日	一部改正
2009年	3月19日	一部改正
2013年	3月25日	一部改正

## 令和7年度 申出書審査結果表

特定最賃の種類	R7年度 適用使用 者数	R3年経済 センサス労働 者数 A	R3年経済セン サス労働 者数の増減 人員数 B(注1)	除外者数 C(注1)	R7年度適用 対象者数 D (A + B - C)	3分の1の 人数 (切捨) E (D × 1/3)	合意数			審査査 定人数	確定済の 合意数 F	申出妥 当の有 無 E < F	疎明資 料の有 無	必要要 件具備 の有無		
							労働協約	労組	事業所							
計量器・測定器・分析機器・試験機、 医療用機械器具・医療用品、光学機 械器具・レンズ、電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具、時計・同部分品、眼鏡製 造業(注2)	(改正)	1,305	65,965	121	8,999	56,845	18,948	労働協約	22	労組	12,378	0	12,378	有	有	有
								機関決定	39	労組	11,539	0	11,539			
								個別合意	0	事業所	0	0	0			
								計	61		23,917	0	23,917			
はん用機械器具、生産用機械器 具、業務用機械器具、自動車・同 附属品、船舶製造・修理業、船用 機関製造業(注2)	(改正)	1,732	52,343	300	4,862	47,181	15,727	労働協約	6	労組	2,322	0	2,322	有	有	有
								機関決定	52	労組	16,024	0	16,024			
								個別合意		事業所		0	0			
								計	58		18,346	0	18,346			
各種商品小売業(注2)	(改正)	57	3,987	230	845	3,372	1,124	労働協約	3	労組	2,742	0	2,742	有	有	有
								機関決定	4	労組	272	0	272			
								個別合意		事業所		0	0			
								計	7		3,014	0	3,014			

注1 Bはセンサスがまとめられた令和3年6月1日以降令和6年12月1日までの増減規模が10人以上の新規成立事業場及び倒産情報に基づき集計している。

Cは18歳未満又は65歳以上の者、雇い入れ後6月未満の者であって、技能修得中のもの、清掃又は片付け業務、手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務、手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務をする者。

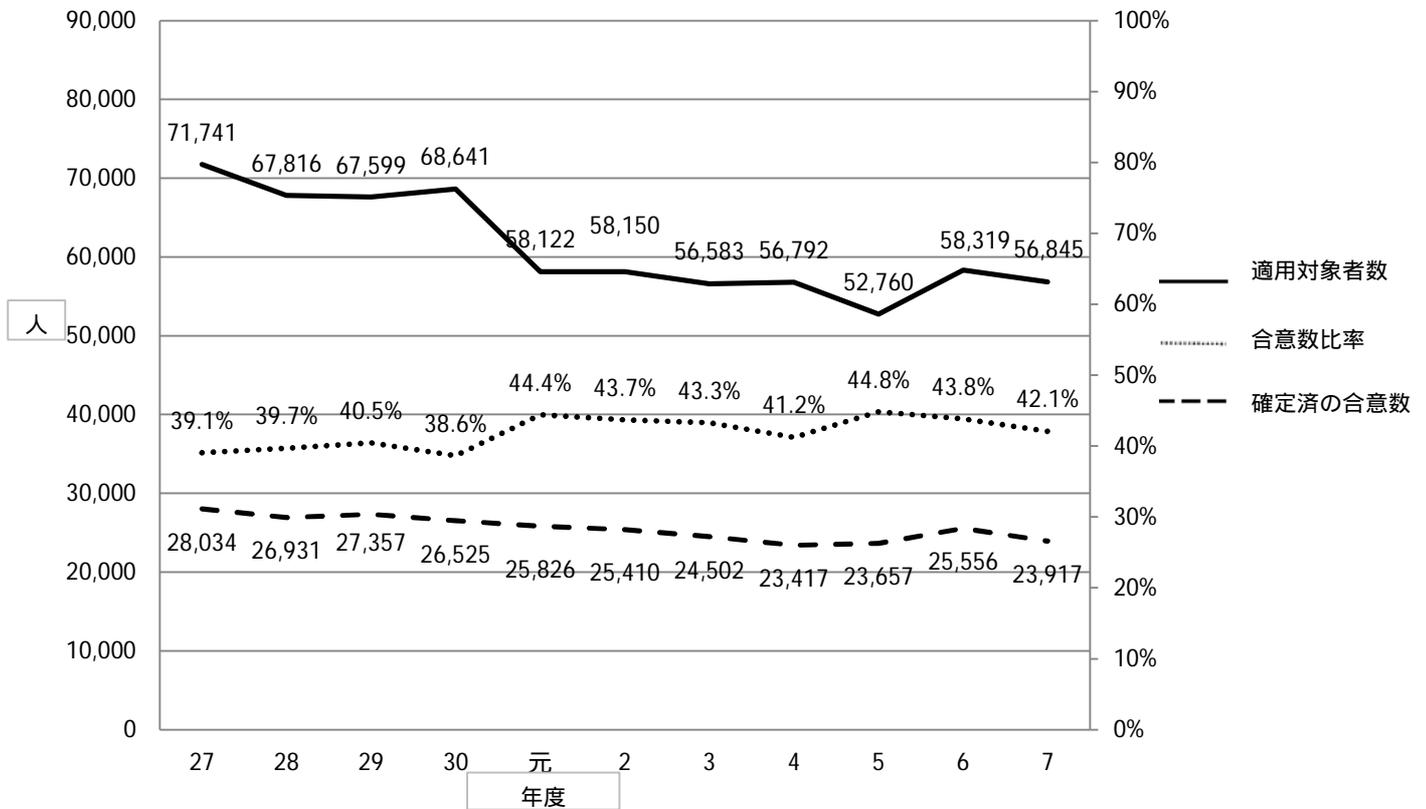
注2 計量器等製造業の労働協約による申出の最下限額は1,153円、はん用機械器具等製造業の同最下限額は1,130円、各種商品小売業の同申出の最下限額は1,110円である。

資料番号  
No. 3

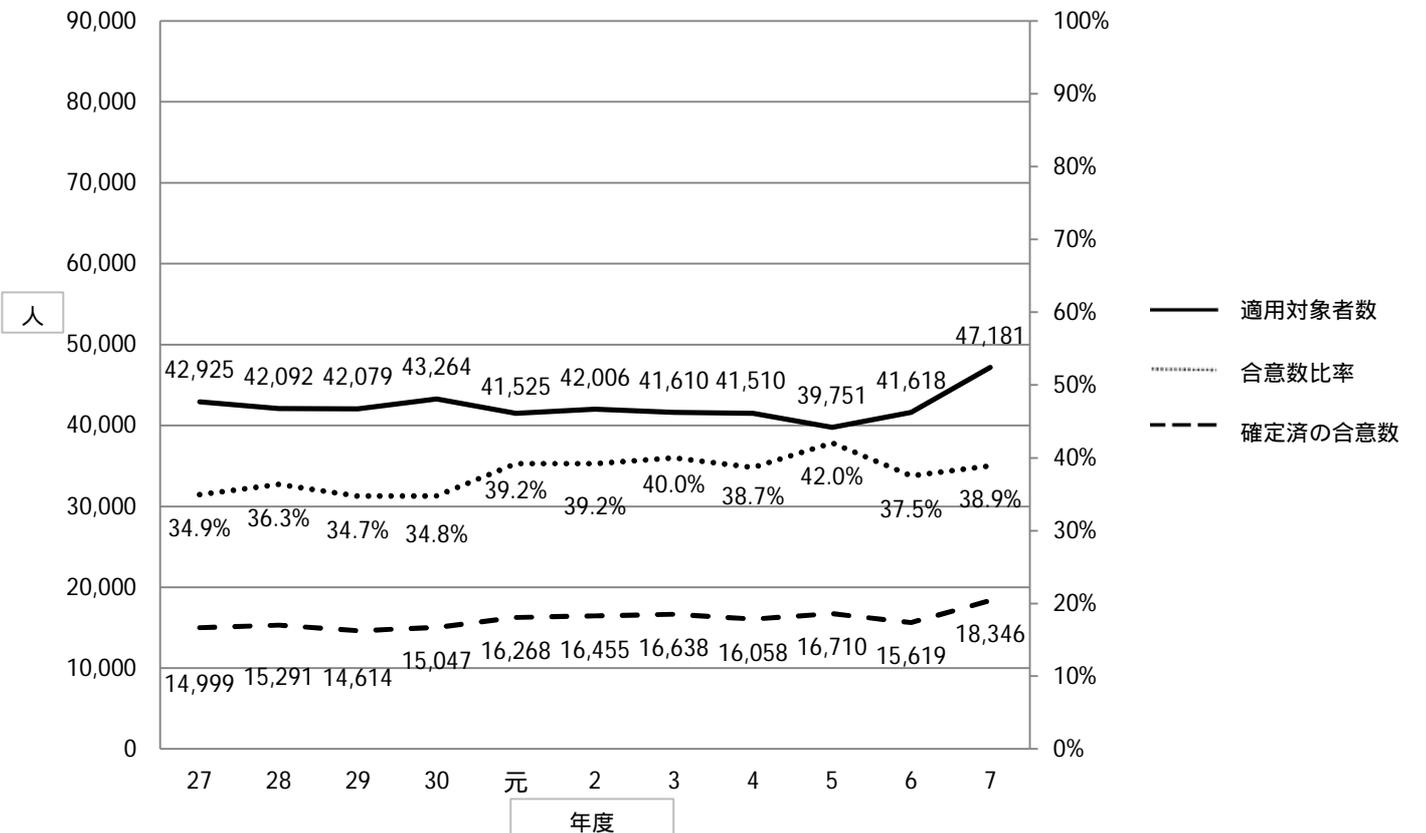


### 特定最低賃金の改正申出状況の推移 (平成27年度～令和7年度)

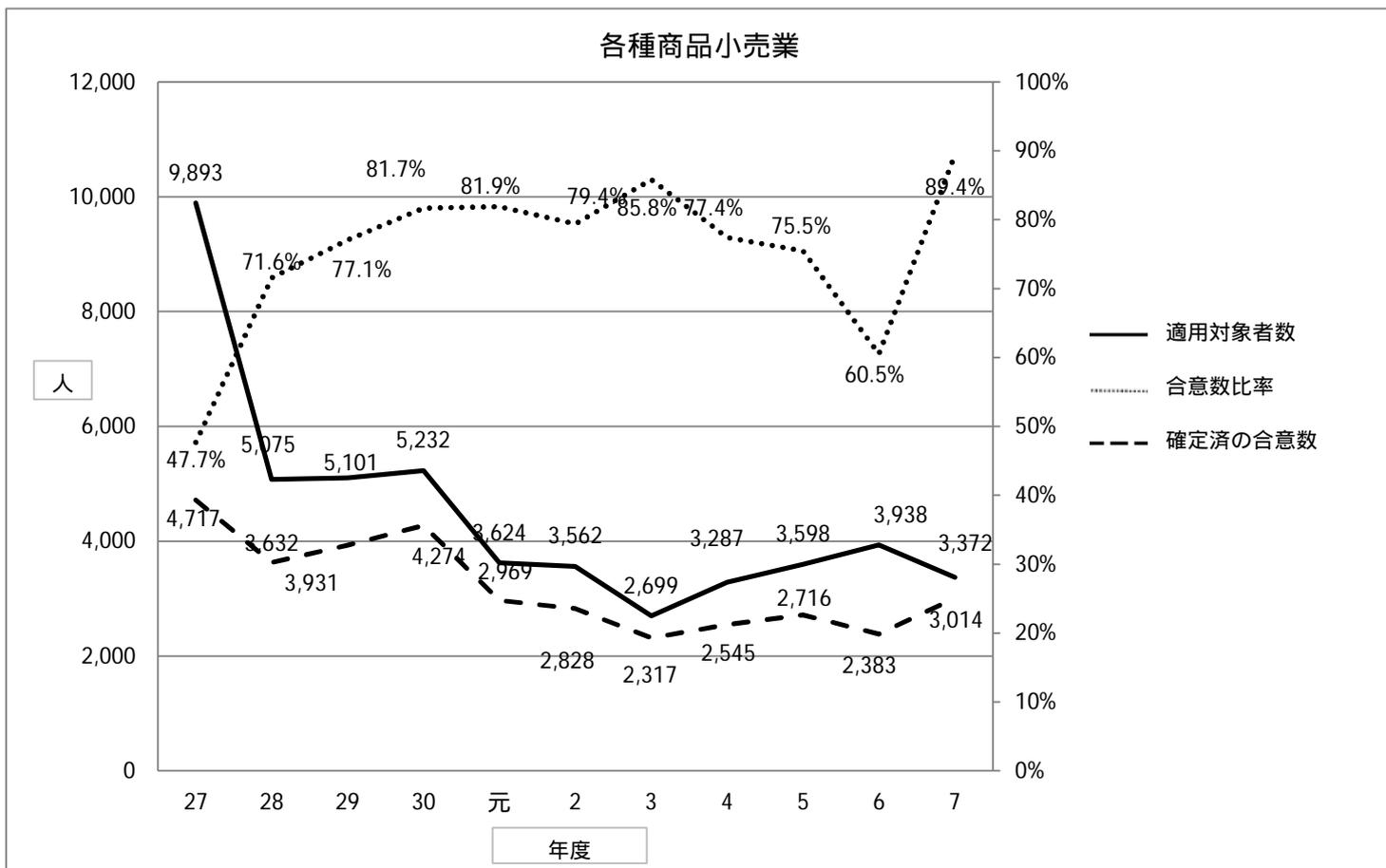
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス、  
電子回路電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業



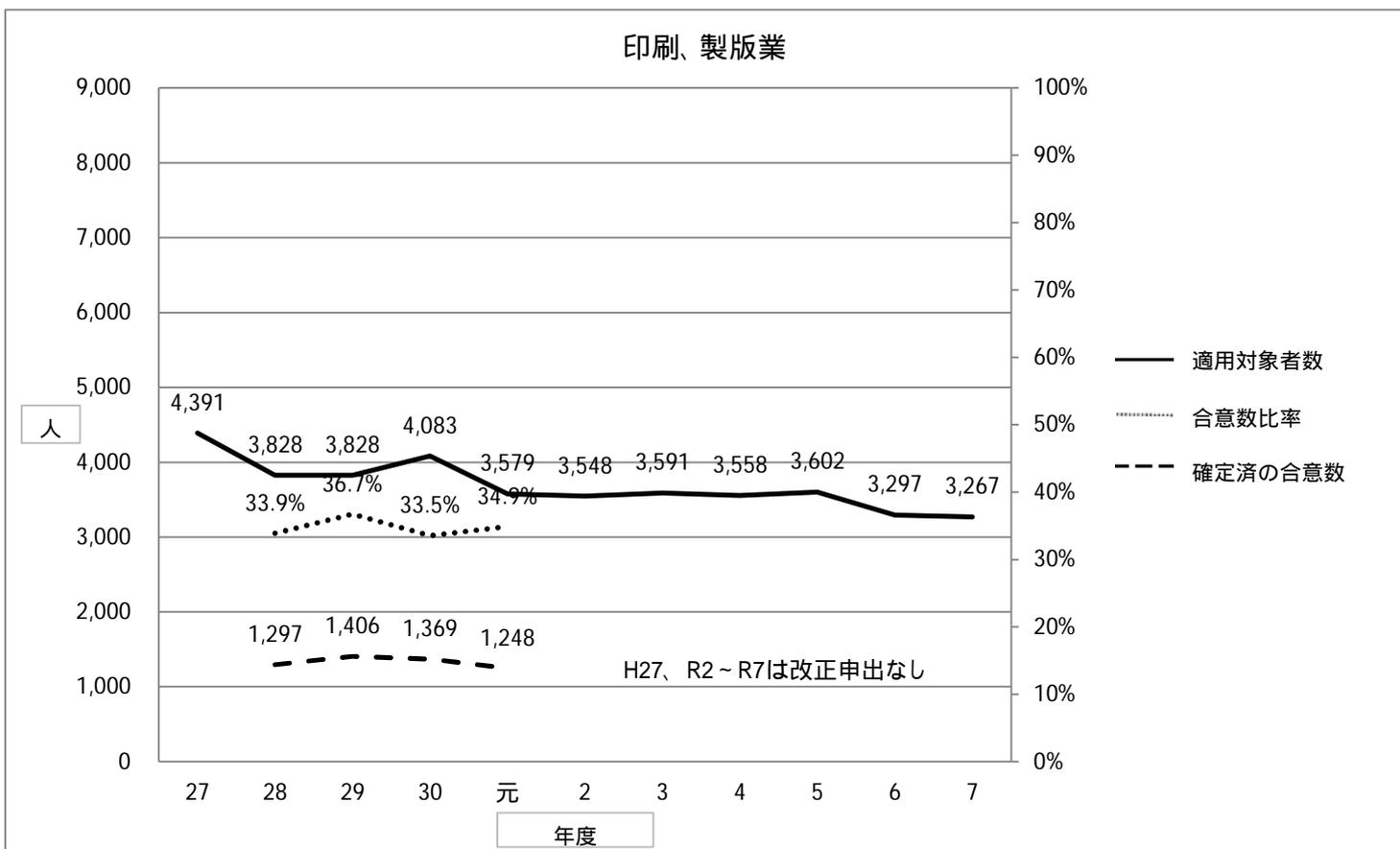
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業



### 各種商品小売業



### 印刷、製版業



### 長野県における最低賃金額改定の推移(引上額等)

【表1】

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
長野県最低賃金	694	700	713	728	746	770	795	821	848	849	877	908	948	998	1,061
引上額	1	6	13	15	18	24	25	26	27	1	28	31	40	50	63
(目安額)	(1)	(4)	(12)	(15)	(18)	(24)	(25)	(26)	(27)	-	(28)	(31)	(40)	(50)	(63)
引上率	0.14	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53	4.41	5.27	6.31
未満率	1.06	1.95	2.27	2.2	0.9	1.7	1.4	1.2	0.6	1.1	1.1	0.9	1.5	1.2	1.1
影響率	1.08	2.1	3.73	3.55	2.11	5.17	8.7	11.1	12.1	2.1	12.2	17.1	16.3	17.4	26.1

【表2】

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
計量器等最低賃金	785	790	798	810	823	837	854	872	892	894	916	945	983	1,032	
引上額	2	5	8	12	13	14	17	18	20	2	22	29	38	49	
引上率	0.26	0.64	1.01	1.50	1.60	1.70	2.03	2.11	2.29	0.22	2.46	3.17	4.02	4.98	
未満率	8.90	9.93	9.1	7.4	9.6	11.8	11.3	11.8	10.2	11.6	4.7	5.8	8.6	7.3	
影響率	9.31	12.26	10.7	12.7	18.8	14.18	18.6	16.9	17.1	13.0	11.0	12.6	19.5	16.7	

【表3】

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
はん用機械器具等最低賃金	796	801	809	821	834	848	865	883	903	905	927	956	994	1,043	
引上額	2	5	8	12	13	14	17	18	20	2	22	29	38	49	
引上率	0.25	0.63	1.00	1.48	1.58	1.68	2.00	2.08	2.27	0.22	2.43	3.13	3.97	4.93	
未満率	3.01	2.55	6.3	4.5	1.8	6.2	7.5	9.7	7.8	8.8	5.3	4.4	6.3	8.5	
影響率	3.08	2.63	8.1	4.7	2.90	7.81	12.4	12.2	12.8	9.4	8.5	8.4	9.6	12.1	

【表4】

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
各種商品小売業最低賃金	753	756	763	773	786	800	817	835	855	857	879	910	950	950	
引上額	2	3	7	10	13	14	17	18	20	2	22	31	40		
引上率	0.27	0.40	0.93	1.31	1.68	1.78	2.13	2.20	2.40	0.23	2.57	3.53	4.40		
未満率	5.45	1.51	10.5	7.5	0.50	21.80	4.6	19.7	5.1	16.7	6.2	0.5	0.7		
影響率	5.92	2.03	18.5	24.4	1.20	24.88	15.1	27.7	9.0	16.7	16.8	39.4	29.3		

【表5】

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
印刷、製版業最低賃金	747	747	747	747	747	781	809	827	850	850	850	850	850	850	850
引上額	1					34	28	18	23						
引上率	0.13					4.55	3.59	2.22	2.78						
未満率	7.11					4.40	2.1	3.9	1.3						
影響率	7.18					8.99	7.4	7.8	6.4						

- 注：表1～5とも 1 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合をいう。  
 2 「影響率」とは、最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合をいう。  
 3 「未満率」及び「影響率」は、各年度ごとに算出された数値をそのまま使用しています。  
 4 引上額等の「-」は、当該年度に金額改定がないものです。

資料番号  
No. 5